

(再生利用の対象となる物及び事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準)

第 15 条 条例第 17 条第 4 項及び第 6 項前段の規則で定める再生利用の対象となる物(以下「再生利用対象物」という。)の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の保管場所と明確に区分し、再生利用対象物に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再生利用対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再生利用対象物を十分に収納し、品目別に分別し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (3) 再生利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (4) 保管場所には、再生利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

2 条例第 17 条第 4 項及び第 6 項前段の規則で定める廃棄物の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発生し、及び雨水が流入するおそれがないこと。
- (4) ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全及び衛生を確保するために、換気、採光、給水、排水等必要な措置が講じられていること。
- (6) 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。
- (7) 保管場所には、保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。